

## 関生園 予防介護短期入所生活介護施設 利用料金表

令和4年10月1日より

|      | 単価  | 負担段階  | サービス提供体制加算 I | 居住費   | 食費    | 合計金額<br>(1割負担) | 合計金額<br>(2割負担) | 合計金額<br>(3割負担) |
|------|-----|-------|--------------|-------|-------|----------------|----------------|----------------|
| 要支援1 | 523 | 第1段階  | 22           | 820   | 300   | 1,665          | 2,210          | 2,755          |
|      |     | 第2段階  |              | 820   | 600   | 1,965          | 2,510          | 3,055          |
|      |     | 第3段階① |              | 1,310 | 1,000 | 2,855          | 3,400          | 3,945          |
|      |     | 第3段階② |              | 1,310 | 1,300 | 3,155          | 3,700          | 4,245          |
|      |     | 第4段階  |              | 2,006 | 1,445 | 3,996          | 4,541          | 5,086          |
| 要支援2 | 649 | 第1段階  | 22           | 820   | 300   | 1,791          | 2,462          | 3,133          |
|      |     | 第2段階  |              | 820   | 600   | 2,091          | 2,762          | 3,433          |
|      |     | 第3段階① |              | 1,310 | 1,000 | 2,981          | 3,652          | 4,323          |
|      |     | 第3段階② |              | 1,310 | 1,300 | 3,281          | 3,952          | 4,623          |
|      |     | 第4段階  |              | 2,006 | 1,445 | 4,122          | 4,793          | 5,464          |

### 〈負担軽減〉

- ・第1段階：住民税非課税世帯で預貯金等が単身 1000 万以下、夫婦 2000 万以下の老齢福祉年金受給者または生活保護受給者。
- ・第2段階：住民税非課税世帯で預貯金等が単身 650 万以下、夫婦 1650 万以下の前年合計所得金額+年金収入額が 80 万円以下の方。
- ・第3段階①：住民税非課税世帯で預貯金等が単身 550 万以下、夫婦 1550 万以下の前年合計所得金額+年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方。
- ・第3段階②：住民税非課税世帯で預貯金等が単身 500 万以下、夫婦 1500 万以下の前年合計所得金額+年金収入額が 120 万円超の方。
- ・第4段階：住民税課税世帯の方。

### 〈所得による負担割合〉

- ・本人が 65 歳以上で住民税非課税、又は住民税課税で本人の合計所得金額が 160 万円未満の方と 64 歳未満の方は 1 割負担となります。
- ・本人が 65 歳以上で住民税課税、合計所得金額が 160 万円以上 220 万未満で年金その他合計所得金額が単身 280 万以上、又は 65 歳以上の方が 2 人以上いる世帯で 346 万円以上は 2 割負担、本人の合計所得金額が 220 万円以上で年金その他合計所得金額が単身 340 万以上または 65 歳以上の方が 2 人以上いる世帯で 463 万円以上の方は 3 割負担になります。

### 〈別途料金〉 ※2 割～3 割負担の方は下記加算の 2～3 倍の金額となります。

- ・送迎費片道：184 円。※一関市、平泉町地域で時間帯は 9:00～17:00
- ・介護職員処遇改善加算 I：介護保険利用単位数に 8.3% を乗じた額が加算されます。
- ・介護職員等特定処遇改善加算 I：介護保険利用単位数に 2.7% を乗じた額が加算されます。
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算：介護保険利用単位数に 1.6% を乗じた額が加算されます。
- ・食費は、朝食 400 円、昼食 545 円、夕食 500 円の利用予定分がかかります（第 4 段階の方）。
- ・その他について、別途料金がかかる場合は契約時に説明致します。